

長井市監査委員告示第5号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和4年9月27日

長井市監査委員 飯澤 常雄

長井市監査委員 蒲生 光男

記

1 監査の範囲 令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）の一般会計にかかる財務事務及び関連事務の執行状況

2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監 査 対 象 課
令和4年9月27日（火）	財政課 市民課（一般会計）

3 監査の結果

提出された関係書類、帳簿等を審査した結果、財政課については、予算の執行等の財務に関する事務は長井市財務規則等に基づいて概ね適正に執行されているものと認められた。市民課については、契約事務執行方法の根拠条項及び事務手順について一部留意事項があった。